

川口市上下水道局

令和6年度水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

「水質検査計画」は、水質検査の適正化及び透明性を図るために検査地点、検査項目及び検査頻度並びに公表の方法等を定めたものです。

水質検査計画の内容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 水質管理上の留意事項
5. 浄水施設の水質管理
6. 検査地点
7. 水質検査項目と検査頻度
8. 水質検査方法
9. 臨時の水質検査
10. 水質検査結果の公表
11. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し
12. 水質検査の精度と信頼性の保証
13. 関係機関との連携

川口市上下水道局では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえて、水質検査計画を策定し、水道水が良質で安全な水であることを市民の皆様にご理解していただけるよう公表します。

1. 水質検査の基本方針

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓(蛇口)に加えて、浄水場の原水池、浄・配水場出口及び水源(深井戸)で検査を行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目、水道水の水質管理上必要と判断した水質管理目標設定項目及び農薬類について検査を行います。

(3) 検査頻度

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り、消毒の残留効果の検査を1日1回行います。また、水道法に基づき、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素、pH値、味、臭気、色度、濁度の検査は月1回、水質基準51項目検査については、年4回行います。原水池の検査については年2回、原水(深井戸水)については年1回検査を行います。なお、水質管理上必要に応じて、臨時の検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 経過

川口市の水道は、昭和27年4月5日に給水を開始して以来、昭和43年3月までは、井戸から取水した地下水を水源としてきました。

しかし、水道水の使用量が増大するに従い水量を確保する必要が生じたため、昭和43年4月より利根川・荒川の表流水を水源とする埼玉県大久保浄水場・新三郷浄水場から受水を開始しました。

平成23年10月11日からは、5箇所浄水場と3箇所配水場から、市内各給水区域に給水しています。

(2) 給水状況（令和4年度）

行政人口（令和5年3月31日現在）（人）		604,894	
給水人口（令和5年3月31日現在）（人）		604,891	
普及率（%）		99.99	
給水世帯数（件）		299,579	
日最大配水量（m ³ ）		182,827	令和4年4月10日
日最小配水量（m ³ ）		153,622	令和4年8月13日
日平均配水量（m ³ ）		172,247	365日
年間配水量（m ³ ）		62,870,197	
県水	日平均受水量（m ³ ）	153,826	365日
	日最大受水量（m ³ ）	157,861	令和4年12月10日
	年間受水量（m ³ ）	56,146,485	89.31%（年間受水量／年間配水量）
井戸水	日平均取水量（m ³ ）	18,421	365日
	日最大取水量（m ³ ）	30,605	令和4年10月19日
	年間取水量（m ³ ）	6,723,712	10.69%（年間取水量／年間配水量）

(3) 浄配水場施設

浄水場名	上青木浄水場	神根浄水場	新郷浄水場	横曽根浄水場	鳩ヶ谷浄水場
所在地	青木 5-13-1	安行領根岸 1938-1	東本郷 1301-1	川口 4-10	桜町 4-1-4
運転開始年月	昭和27年4月	昭和39年4月	昭和42年4月	平成2年5月	昭和33年8月
敷地面積（m ² ）	15,120	14,169	11,109	2,772	6,436
浄水ろ過処理能力（m ³ /日）	—	10,500	5,900	—	3,000
貯水量（m ³ ）	32,600	30,700	23,874	10,000	11,350

配水場名	石神配水場	芝園配水場
所在地	石神 854-1	芝園町 3
運転開始年月	昭和54年6月	昭和53年4月
敷地面積（m ² ）	21,418	1,431
貯水量（m ³ ）	61,106	1,540

3. 水道の原水及び水道水の状況

(1) 水道の原水の状況

本市の原水の約9割は、県営水道である新三郷浄水場と大久保浄水場から浄水処理された水道水を受水しており、原水の残りの約1割は、本市が保有する深井戸38本から地下水を取水しています。

地下水については、適切な浄水処理を行うことにより良質な水道水を供給しています。

(2) 水道水の状況

水道水の水質検査結果は、すべての検査地点で水質基準を十分満足しています。

4. 水質管理上の留意事項

(1) 原水で水質管理上留意すべき項目

自己水源である地下水の留意すべき項目は、一般細菌、大腸菌、鉄、マンガン、ヒ素になります。一般細菌、大腸菌については、塩素処理による消毒、鉄、マンガンについては、ろ水機によるろ過により、除去、低減化を行っています。

(2) 浄水で水質管理上留意すべき項目

浄水で留意すべき項目は、一般細菌、大腸菌、鉄、マンガン、消毒副生成物、色度、濁度、残留塩素になります。

5. 浄水施設の水質管理

浄水施設では、適正な浄水処理を行うとともに、残留塩素濃度については、機器による常時監視を行います。

6. 検査地点

(1)給水栓（蛇口からの水）

市内全域を網羅できるように、浄・配水場の出口及び給水栓で検査を行います。

No.	採水地	住 所	備考
1	上青木浄水場	青木 5-13-1（浄水場内）	浄水場の出口
2	上青木氷川公園	上青木 2-27	
3	川口神社公園	金山町 6	
4	横曽根浄水場	川口 4-10（浄水場内）	浄水場の出口
5	宮町公園	宮町 12	
6	並木町北公園	並木 3-33	
7	芝中田西公園	芝中田 1-28	
8	芝園配水場	芝園町 3（配水場内）	配水場の出口
9	芝富士一丁目公園	芝富士 1-7	
10	芝後谷公園	芝西 2-12	
11	柳崎公園	柳崎 4-5	
12	神根西原公園	大字源左衛門新田 300-103	
13	神根浄水場	大字安行領根岸 1938-1（浄水場内）	浄水場の出口
14	朝日中央公園	朝日 1-3	
15	領家第6公園	領家 2-29	
16	領家第4公園	東領家 5-8	
17	南平配水場	弥平 2-16-10（配水場公園）	
18	新郷高畑公園	本蓮 3-13	
19	新郷浄水場	大字東本郷 1301-1（浄水場内）	浄水場の出口
20	安行北谷公園	大字安行北谷 673-1	
21	安行公園	大字安行領家字中道南868-1	
22	山王公園	大字赤山字山王町 219	
23	長蔵3丁目公園	長蔵3-15	
24	戸塚中谷公園	戸塚東 4-30	
25	戸塚柳公園	東川口 4-14	
26	石神配水場	大字石神 854-1（配水場内）	配水場の出口
27	鳩ヶ谷浄水場	桜町4-1-4（浄水場内）	浄水場の出口
28	上新田公園	八幡木 3-17	

1～28の番号は、浄・配水場の出口及び給水栓の検査地点を示しています。

また、8箇所（川口神社公園、柳崎公園、安行北谷公園、宮町公園、戸塚柳公園、芝富士1丁目公園、領家第4公園、上新田公園）を選定し、水道法に基づき毎日行う検査（色、濁り、消毒の残留効果）を実施し、安全を確認します。

(2) 水源である井戸

浄水場にある38箇所の水源の深井戸水について、検査を行います。

採水地	住 所	
上青木浄水場	1号井戸	青木 5-13-1 (浄水場内)
	2号井戸	青木 5-12-1
	3号井戸	中青木 5-11-38
	4号井戸	青木 5-21-1
	5号井戸	上青木 1-18-1
	6号井戸	上青木 1-5-19
	7号井戸	中青木 4-22-11
	8号井戸	上青木 2-4-9
	9号井戸	上青木 1-25-8
神根浄水場	1号井戸	大字安行領根岸 1938-1 (浄水場内)
	2号井戸	大字道合 980-4
	3号井戸	大字神戸 293-4
	4号井戸	大字道合 1423-3
	5号井戸	大字木曾呂 313-2
	6号井戸	大字石神 179-20
	7号井戸	大字道合 1146-2
	8号井戸	大字安行領根岸 2458
	9号井戸	大字西新宿 508
	10号井戸	大字安行領根岸 9-4
	11号井戸	大字安行領根岸 2488-3
	12号井戸	大字安行領根岸 67-2
新郷浄水場	1号井戸	大字東本郷 1301-1 (浄水場内)
	2号井戸	大字東貝塚 20-2
	3号井戸	大字峯 1451-4
	4号井戸	大字安行原 1852
	5号井戸	大字安行吉岡 1686-3
	6号井戸	大字東本郷 1598-2
	7号井戸	大字東本郷 1418-3
横曽根浄水場	1号井戸	川口 4-10
	2号井戸	川口 4-10
鳩ヶ谷浄水場	2号井戸	桜町 5-5
	3号井戸	桜町 4-1-4 (浄水場内)
	4号井戸	鳩ヶ谷本町 2-13
	5号井戸	鳩ヶ谷本町 4-19
	6号井戸	坂下町 2-12
	7号井戸	坂下町 3-31
	8号井戸	桜町 1-3
	9号井戸	里北谷 652-1

深井戸:被圧帯水層(上下を粘土質で挟まれていて、圧力がかかっている帯水層)から取水する井戸をいいます。
深さ約100mから約200mの地下水を取水しています。

(3) 浄・配水施設の出口

水道水の安全性を確保するために、浄・配水施設の出口で検査を行います。

7. 水質検査項目と検査頻度

(1) 検査の項目

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて水質管理目標設定項目について検査を行います。

毎日検査項目は、給水栓で1日1回検査を行うことが法令で義務付けられている項目です。

水質基準項目は、水質基準に適合した水を給水することが法令で義務付けられている項目で、法令で定められている場所で検査を行います。

水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目について検査を行うものです。

(2) 水質基準項目

(ア) 毎日検査を実施する項目

水道法で定められている色、濁り及び消毒の残留効果(残留塩素)の毎日検査を市内8箇所で行います。また、水質モニター装置(10台)により24時間体制で検査を行い、常時安心・安全な水を安定した状態で供給している事を確認しています。

(イ) 毎月検査を実施する項目

水道法により、おおむね1か月ごとに行うことが義務づけられている9項目については、毎月1回検査を行います。

[表-1]

項目 No.	水質基準項目	水質基準	検査計画頻度(回/年)	
			浄水	
			浄・配水場	公園等の末端給水栓
1	一般細菌	100個/mL以下	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	12
3	塩化物イオン	200mg/mL以下	12	12
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/mL以下	12	12
5	pH値	5.8以上8.6以下	12	12
6	味	異常でないこと	12	12
7	臭気	異常でないこと	12	12
8	色度	5度以下	12	12
9	濁度	2度以下	12	12

(ウ)年に4回水質検査を実施する項目

- ① 水道法により、おおむね3か月ごとに行うことが義務づけられている、51項目(全項目)については、年4回検査を行います。[表-2]
- ② 原水(井戸水)については、水道法に検査項目、頻度等について定められていませんが、安全であることを確認するため浄水場の原水池で年2回、深井戸水については年1回、消毒副生成物11項目を除く40項目について検査を行います。[表-2]

[表-2]

項目 No.	水質基準項目	水質基準 (mg/L)	検査計画頻度(回/年)			
			原水		浄水	
			深井戸	浄水場の原水池	浄・配水場	公園等の末端給水栓
1	一般細菌	100個/mL以下	1	2	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	1	2	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1	2	4	4
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	1	2	4	4
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	1	2	4	4
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	1	2	4	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	1	2	4	4
8	六価クロム化合物	0.02 以下	1	2	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	1	2	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	1	2	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1	2	4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	1	2	4	4
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	1	2	4	4
14	四塩化炭素	0.002 以下	1	2	4	4
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	1	2	4	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1	2	4	4
17	ジクロロメタン	0.02 以下	1	2	4	4
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	1	2	4	4
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	1	2	4	4
20	ベンゼン	0.01 以下	1	2	4	4
21	塩素酸	0.6 以下	—	—	4	4
22	クロロ酢酸	0.02 以下	—	—	4	4
23	クロロホルム	0.06 以下	—	—	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	—	—	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	—	—	4	4
26	臭素酸	0.01 以下	—	—	4	4
27	総トリハロメタン	0.1 以下	—	—	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	—	—	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	—	—	4	4
30	ブロモホルム	0.09 以下	—	—	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	—	—	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1	2	4	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1	2	4	4
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	1	2	4	4
35	銅及びその化合物	1.0 以下	1	2	4	4
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	1	2	4	4
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	1	2	4	4
38	塩化物イオン	200 以下	1	2	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	1	2	4	4
40	蒸発残留物	500 以下	1	2	4	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	1	2	4	4
42	ジェオスミン	0.00001 以下	1	2	4	4
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	1	2	4	4
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	1	2	4	4
45	フェノール類	0.005 以下	1	2	4	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1	2	12	12
47	pH値	5.8以上8.6 以下	1	2	12	12
48	味	異常でないこと	1	2	12	12
49	臭気	異常でないこと	1	2	12	12
50	色度	5度 以下	1	2	12	12
51	濁度	2度 以下	1	2	12	12

備考 原水(井戸水)では検査項目21~31については、消毒副生成物につき検査は行いません。

※消毒副生成物：水道水は、病原性微生物に汚染されないために、「塩素による消毒」が義務づけられています。消毒のために注入した塩素が、水中に含まれている微量の有機物と反応して生成されるものが消毒副生成物です。

(3) 水質管理上必要と判断した水質管理目標設定項目

将来にわたり安全性を確保するため、水道水質管理上留意すべきものとして27項目が設定されており、原水池では消毒剤・消毒副生成物及び農薬類の6項目を除く21項目について、浄水では3項目(消毒に二酸化塩素を使用していないため2項目の検査省略、及び農薬類は別検査)を除く24項目について、年1回検査を行います。[表-3]

[表-3]

項目 No.	水質管理目標設定項目		目標値 (mg/L) (P: 暫定)	検査計画頻度(回/年)	
				原水池	浄水
1	金属類	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	1	1
2	金属類	ウラン及びその化合物	0.002 以下 P	1	1
3	金属類	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	1	1
4	有機物	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	1	1
5	有機物	トルエン	0.4 以下	1	1
6	有機物	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	1	1
7	消毒剤	亜塩素酸 *1	0.6 以下	—	—
8	消毒剤	二酸化塩素 *1	0.6 以下	—	—
9	消毒副生成物	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下 P	—	1
10	消毒副生成物	抱水クロラール	0.02 以下 P	—	1
11	農薬類	農薬類 *2(除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	検出指標値1以下 *3	—	—
12	消毒剤	残留塩素	1 以下	—	1
13	無機物	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100 以下	1	1
14	金属類	マンガン及びその化合物	0.01 以下	1	1
15	無機物	遊離炭酸	20 以下	1	1
16	有機物	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 以下	1	1
17	有機物	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 以下	1	1
18	その他	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	1	1
19	その他	臭気強度(TON)	3 以下	1	1
20	無機物	蒸発残留物	30以上200 以下	1	1
21	その他	濁度	1度 以下	1	1
22	その他	pH値	7.5 程度	1	1
23	その他	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	1
24	その他	従属栄養細菌 *4	2000 以下 P	4	4
25	有機物	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	1	1
26	金属類	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	1	1
27	有機物	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 P	1	1

備考① *1: 消毒に二酸化塩素を使用していないため、2項目の検査は行いません。

② *2: 農薬類の項目は表-4にて、63種類の農薬について検査を行います。

③ *3: 各農薬の検出値と目標値の比の和として、1以下です。

④ *4: 従属栄養細菌については、年4回検査を行います。

(4) 農薬類

農薬類については、使用頻度の高い物質を選定し、5箇所の浄水場及び5箇所の公園(宮町公園並木町北公園、芝富士1丁目公園、領家第4公園、上新田公園)において、63項目の検査を年1回行います。

[表-4]

項目 No.	番号 (*1)	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	検査計画頻度(回/年)		
				原水		浄水
				原水池	浄水場	公園の 給水栓
1	1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05 以下	1	1	1
2	3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02 以下	1	1	1
3	4	EPN	0.004 以下	1	1	1
4	5	MCPA	0.005 以下	1	1	1
5	7	アセフェート	0.006 以下	1	1	1
6	8	アトラジン	0.01 以下	1	1	1
7	11	アラクロール	0.03 以下	1	1	1
8	12	イソキサチオン	0.005 以下	1	1	1
9	17	イミノクタジン	0.006 以下	1	1	1
10	19	エスプロカルブ	0.03 以下	1	1	1
11	23	オキシ銅(有機銅)	0.03 以下	1	1	1
12	25	カズサホス	0.0006 以下	1	1	1
13	26	カフェンストロール	0.008 以下	1	1	1
14	29	カルボフラン	0.005 以下	1	1	1
15	30	キノクラミン(ACN)	0.005 以下	1	1	1
16	33	グリホサート	2 以下	1	1	1
17	34	グルホシネート	0.02 以下	1	1	1
18	37	クロルピリホス	0.003 以下	1	1	1
19	38	クロロタロニル(TPN)	0.05 以下	1	1	1
20	39	シアナジン	0.001 以下	1	1	1
21	40	シアノホス(CYAP)	0.003 以下	1	1	1
22	41	ジウロン(DCMU)	0.02 以下	1	1	1
23	42	ジクロベニル(DBN)	0.03 以下	1	1	1
24	44	ジクワット	0.005 以下	1	1	1
25	45	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004 以下	1	1	1
26	46	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	1	1	1
27	48	シハロホップチル	0.006 以下	1	1	1
28	49	シマジン(CAT)	0.003 以下	1	1	1
29	52	シメリン	0.03 以下	1	1	1
30	53	ダイアジノン	0.003 以下	1	1	1
31	55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01 以下	1	1	1
32	57	チウラム	0.02 以下	1	1	1
33	60	チオベンカルブ	0.02 以下	1	1	1
34	61	テフリルトリオン	0.002 以下	1	1	1
35	63	トリクロピル	0.006 以下	1	1	1
36	64	トリクロルホン(DEP)	0.005 以下	1	1	1
37	66	トリフルラリン	0.06 以下	1	1	1
38	68	パラコート	0.005 以下	1	1	1
39	70	ピラクロニル	0.01 以下	1	1	1
40	71	ピラゾキシフェン	0.004 以下	1	1	1
41	72	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02 以下	1	1	1
42	76	フィプロニル	0.0005 以下	1	1	1
43	77	フェントロチオン(MEP)	0.01 以下	1	1	1
44	78	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 以下	1	1	1
45	80	フェンチオン(MPP)	0.006 以下	1	1	1
46	81	フェントエート(PAP)	0.007 以下	1	1	1
47	82	フェントラザミド	0.01 以下	1	1	1
48	84	ブタクロール	0.03 以下	1	1	1
49	85	ブタミホス	0.02 以下	1	1	1
50	88	ブレチラクロール	0.05 以下	1	1	1
51	90	プロチオホス	0.004 以下	1	1	1
52	93	プロペナゾール	0.03 以下	1	1	1
53	94	プロモブチド	0.1 以下	1	1	1
54	95	ベノミル	0.02 以下	1	1	1
55	98	ベンゾフェナップ	0.005 以下	1	1	1
56	99	ベンタゾン	0.2 以下	1	1	1
57	101	ベンフラカルブ	0.04 以下	1	1	1
58	104	ホスチアゼート	0.003 以下	1	1	1
59	106	メコプロップ(MCPP)	0.05 以下	1	1	1
60	107	メソミル	0.03 以下	1	1	1
61	109	メチダチオン(DMTP)	0.004 以下	1	1	1
62	112	メフェナセット	0.02 以下	1	1	1
63	114	モリネート	0.005 以下	1	1	1

※農薬類の取扱い

測定対象として選定した農薬類63項目は、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする。

総農薬方式により、水質管理目標設定項目に位置付けられています。

$$\text{検出指標値} = \sum \frac{\text{各農薬検出値}}{\text{各農薬目標値}} \quad (\text{各農薬の検出値を各農薬の目標値で割った値の総和})$$

*1: 農薬の番号及び目標値は、厚生労働省健康局長通知に基づいています。

(5) クリプトスポリジウム等対策

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、すべての原水(井戸水)について指標菌の検査を3か月に1回の頻度で、年4回行います。

8. 水質検査方法

検査方法は、国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」)によって行います。

水質検査は、水道法に基づき厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関で実施します。

9. 臨時の水質検査

水質異常が発生した時には直ちに実施し、給水栓水の安全性が確認されるまで行います。

臨時の水質検査は、下記の場合に行います。

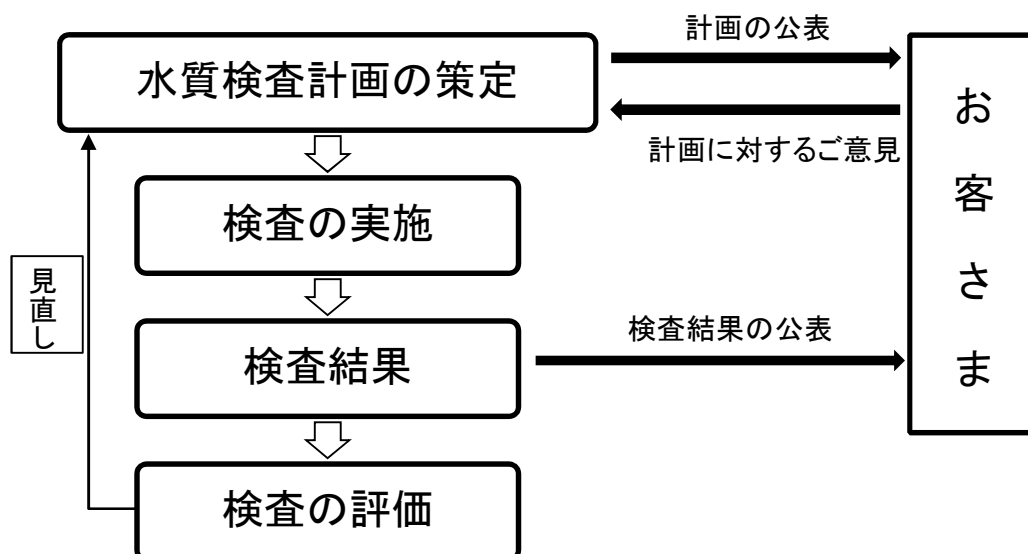
- (1) 県水及び原水(深井戸水)の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 原水池及び浄水施設で異常があったとき。
- (3) その他、特に必要があると認められるとき。

10. 水質検査結果の公表

水質検査結果は、上下水道局のホームページ等に掲載し、閲覧できるようにします。

11. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査計画に従って行った水質検査を行い、検査結果を検査項目ごとに評価し、その結果をもとに水質検査計画の見直しを行います。



12. 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する上で最も重要な部分であり、信頼性の高さが求められます。

そのため、川口市上下水道局では、登録水質検査機関(臨時の場合:登録水質検査機関又は川口市分析センター)にて検査を行います。

13. 関係機関との連携

水道水に関する水質事故が発生した場合は、県水供給元の埼玉県企業局及びその他関係機関と連携して対応します。